

国立女性教育会館の在り方に関する検討会

6月29日提出資料

堂本暁子

将来に向けた NWEC の役割・機能の見直しと 時代の要請に答えた展開

NWEC の使命・目的

経済社会への女性の参画が促進されない限り、我が国の経済発展と活力ある地域社会の構築は困難である。したがって、生涯にわたる女性の教育、男女共同参画政策についての専門的な調査研究を行なっている国立女性教育会館（NWEC）の事業が、今ほど求められているときはない。35年にわたる蓄積を生かしつつ、時代の要請に応える新規事業を開発し、唯一のナショナル・センターとしての役割・機能を拡充強化し、最大限に発揮しなければならない。

「女性の地位向上」のための女性教育から、「男女共同参画の実現」のための教育・学習支援のための機関に発展しなければならない（設置法の改正：別紙）。

期待される役割・機能

大学、官庁、地方自治体の男女共同参画担当部署、男女共同参画センター、各地域の女性団体、NPO/NGO との連携の拡充強化。従来は、一部の大学や男女共同参画センターと連携を築いてきたが、それを全国すべての地域を網羅する連携を築き、ダイバーシティを尊重した男女共同参画の実現のための機関として、中心的な役割を果たす。

1. 大学（全国で約1200大学）との連携

- ・ 男女共同参画意識の大学内への浸透、女性リーダーの養成方策等を内容とした高度で専門的な研修
- ・ 女性研究者支援

(1) 文部科学省その他の機関との連携

「女性研究者活動支援事業（対象 大学・独立行政法人）
女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、大学や公的研究機関を対象として、研究環境の整備や意識改革など、女性研究者が研究と出産・育児の両立や、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組み等を構築するモデルとなるすぐれた取り組みを支援する」

(2) 研究・調査支援

- ① 研究者・学生の学術情報発信のための DB の提供 /
研究者人材 DB / 男女共同参画室 DB / 女性学開講講座 DB /
博士論文 DB
- ② 学術情報発信システム 論文・資料検索サービスの充実
埼玉県地域共同リポジトリへの参加等、

(3) 大学を含む地域連携事業の展開

大学・女性センター・研究機関・生涯学習機関等

(4) 海外の大学との研究、事業連携

2. 官庁・地方自治体との連携

女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議が6月22日に発表した『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（案）』では、「我が国経済社会の再生に向け、日本に秘められている潜在力の最たるものこそ「女性」であり」と指摘、「男性の意識改革や、ポジティブ・アクションについては、まず公務員から率先して取り組むこと」としている。その際、NWECは具体化に向けた方策の研究、総務人事担当職員の研修を行うことが求められている。

3. 企業との連携

少子高齢化による労働力人口が減少する中で、女性の労働力を活用することが、日本の経済活性化のために必要なことである。女性はその能力を発揮して経済活動に参加するためには、女性一人ひとりのキャリアアップが重要である。そのためには企業との密な連携が求められている。

(1) キャリア教育

非正規雇用からの脱却を目指す職業能力の訓練、子育てのために退職した女性のための再教育など

(2) 企業内男女共同参画の研究・調査・プログラム開発

(3) 企業管理職向けの男女共同参画研修事業

管理職に対して女性の能力や労働力を最大限に活用するための研修と情報提供

(4) 女性管理職を増やすための研修と情報提供

(5) 企業向け情報発信 ジェンダー統計の発信

(6) スポンサー 社会貢献部門との連携 アントレプレナリーの創出

女性の起業に対しての情報提供、非営利事業としての NPO/NGO とは別に企業的手法によって医療、福祉、教育、環境、文化、安全などの領域で、社会貢献を行う社会起業家の進出が期待されており、女性の活躍が期待される領域として注目を集めている。行政が行なってきた公共事業を民間が行う、新しい公共の概念とも重なる部分で、高齢社会における介護サービスや子育て領域での起業、農業分野での加工品生産などが挙げられるが、一方で IT 産業による福祉サービスや、グラミン銀行のような小規模金融、シンクタンクなど活動の領域は広い。

(7) 組合 (女性労働)運動への支援

女性の能力を最大限発揮できるように、出産・子育てまたは介護と仕事を両立すると同時に男女の労働環境整備を行う取り組みを支援する

4. NGO/NPO との連携

生活に近い分野で、女性による NGO/NPO 活動は活発さを増している。家事、育児と両立させながらの社会貢献活動は、新しい公共の一翼を担っている。

(1) 組織運営についての能力や技術の習得、あるいは好事例の情報提供など

(2) NGO のネットワーキングの支援

5. 情報事業

NWEC の 35 年間にわたって蓄積した男女共同参画および女性・家庭に関する専門資料は、わが国の貴重なコレクションである。ICT の技術を導入しながら、コレクションの継続収集と更なる活用が求められる。

(1) 資料の収集・発信・活用

男女共同参画および女性・家庭に関する専門図書館として、基本的かつ全国的な資料を計画的に収集・整理、提供し、レファレンスサービスなど提供サービスを行う。非来館者サービス、及び多様な世代への遠隔地型サービスの展開をする。

① OPAC、リポジトリ、女性ポータル等、オンラインサービス

② 館外貸出、複写サービス、新刊案内、レファレンスサービス等の個人サービスの提供

③ 全国の大学、女性関連施設への図書パッケージ貸出サービス

(2) 情報リテラシー教育

大学・女性関連施設、図書館、社会教育施設において、男女共同参画情報

の利用・活用、ジェンダー統計などの情報リテラシー教育を行う。

(3) アーカイブ資料

「男女共同参画社会の推進には、現在の女性の地位・状況がどのように形成されたかを歴史的事実にもとづいて検証し、次世代の女性に何を語り、引き継ぎ、今後さらに何を目指してゆくべきか、を検証する必要がある。歴史を学び女性の地位向上の歩みをたどることが、男女共同参画の実現に不可欠であり、」* 国内で初めての女性アーカイブセンターとしての役割を果たすことが求められる。女性の学習・活動のアーカイブ、災害と女性アーカイブなど国内外の女性関連施設とも連携しつつ、全国、世界に「日本の男女共同参画意識の形成や女性教育の進展についての情報の発信と相互の情報共有を進めることが必要である。」* また長期的な計画のもとに、女性教育情報センターで蓄積した資料もアーカイブ化する必要があり、ライブラリーとアーカイブセンター併設の特色を生かした資料の保存を図ることが可能であり、必要である。*国立女性教育会館『女性アーカイブ機能に関する調査研究報告書』2007

(4) 国際的な情報ネットワーク

世界の女性アーカイブセンター、女性情報ライブラリーとのネットワークにより、国連の課題、ミレニアム開発目標達成についての情報の起用裕と発振が求められる。

6. 理工系分野への女性研究者・技術者の進出と定着を図る事業

- (1) 女性研究者・技術者の支援に必要な情報資料の収集・分析・提供を行い、問題点と課題を明らかにする。
- (2) 国際的に通用する女性研究リーダーを「層」として育成するための国際的ネットワークづくりとワークショップを継続的に行う。
- (3) 女性研究者・技術者の更なる登用と定着を目指した、大学と企業トップ双方の「意識改革・啓発」のための「場とプログラム」を提供する。

組織・運営

企業的視点からの大胆な改革
～サービス業としての質の向上～

現在に至るまでのNWECの存在意義を再確認したうえで、私たちは、今後のNWECの在り方について男女共同参画の推進の視点、女性を活用することで国の経済力も上がる

という視点から、以下の内海理事長のことばに期待し、大胆な改革の必要性をも認識し、その方向性を提示したい。

「効率的、かつ効果的な事業運営を実行するために、少人数組織をカバーすべく横断プロジェクトによる魅力的なプログラムの企画作りに注力。そして、職員の意識改革として、前例からの脱却、生産性向上、本会館の業務はサービス業であるとの認識への転換を図る」と改革の方針を明確に示している。民間企業で培った内海理事長の手腕に期待するところである。

1. 新しい運営体制 ～市民参加、透明性の確保の可能性の模索～

全国の女性団体、地方自治体、NGO/NPO から運営に関する意見を求め、全国の女性が参加意識を持てるような運営体制への転換を図る。とりわけ問題に直面している高齢者、障害者、DV 被害者など困難な状況にある女性当事者の声を反映できるよう努める。理事長に対してのアドバイザリーグループを創設する(とくに危機管理や政治的配慮などに関して)。

経済界など従来関係の薄かった団体にも、運営に対するアドバイスを求め、積極的に関与してもらおう。

2. 広報の充実 ～NWEC の「見える化」～

従来行われてきた数多くの、女性に対する先進的な人材育成などの事業内容が、残念ながら政府にも国民にも認識されていない。いかにして、NWEC の「見える化」を図るかは、NWEC にとっての死活問題と言えるほど、重要だと考える。NWEC からの直接的な広報活動のみならず、全国各地の支援グループとのネットワークを強化し、全国隅々まで NWEC の広報が行き渡る工夫が求められている。

- ・マスコミへの積極的な情報提供と交流
- ・IT をフル活用した情報発信(ツイッターや SNS など)
- ・広報についてのアドバイザリーグループを設置し、情報発信の方法を研究、実施する

3. 人材と資金の確保

- ・人材の確保

ダイナミックな NWEC 活動を展開するにあたって、その基盤となるのは有能な人材であり、人材を確保できるシステムの構築が喫緊の課題である。

- ・資金の確保

NWEC を活性化し、男女共同参画拠点としての存在意義を示すためには、運営の効率化も重要であるが、自ら資金を獲得する方策を至急講じなければならない。

- ・男女共同参画の推進を支援する団体や企業からの寄付
- ・全国の女性たちによる、経済的サポート体制の構築

具体的には、例えば“ヌエックを支える会”を呼び掛けたい。

・支える会の目的

NWEC の現在の予算では、男女共同参画を推進する事業を継続的に実施することは困難である。また、年度を越えて使用できる予算を持つ必要がある。

そのため新たなサポート組織の存在が不可欠であり、一般社団法人として立ち上げる。社員には、各界の協力を得て、これまでの利用者、NWEC を支えようとする人たちの参加を得る。

縦割り組織の弊害を排除し、開放的で、専門的な運営を目指す体制とする。

・事業

1. 募金活動による基金の設立と運用
2. 男女共同参画に関する専門家・有識者のネットワークシステムの構築と、有機的な人材活用
3. ネットワークとの連携による計画的・継続的な事業の実施
4. その他、男女共同参画の推進に必要な事業

NWEC は法人化後現在までに約 25% 減額され、予算額は全独立行政法人 104 法人のうち最低の額となっている。予算規模の極めて小さい NWEC にとって、交付金の減額が事業運営に及ぼす影響は、他の法人と比べ非常に大きい。

「女性と科学技術」に関する国内外のグローバルな現状分析と国際ネットワークの構築を目的として、大学との連携講座、企業からの寄附講座等を設置する。大型の科学研究費補助金、科学技術戦略推進費（例えば、科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進等）、諸外国の各種交流基金等の積極的獲得を視野に入れて活動できる体制の構築が急務である。

現 行	改 正 素 案
<p>(名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される 通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政 法人国立女性教育会館とする。</p> <p>(会館の目的) 第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。） は、女性教育指導者その他女性教育関係者（第十一条第一項にお いて「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に 関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振 興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを 目的とする。</p> <p>(業務の範囲) 第十一条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う 。 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること 。 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこ と。 三 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用 に供すること。 四 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行う こと。 五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供 すること。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範 囲内で、同項第一項の施設を一般に供することができる。</p>	<p>(名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される 通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政 法人国立男女共同参画学習センターとする。</p> <p>(会館の目的) 第三条 独立行政法人国立男女共同参画学習センター（以下「セン ター」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進のための生 涯学習を推進するため、研修、専門的な調査及び研究並びに情報 の収集・提供等を行うことを目的とする。</p> <p>(業務の範囲) 第十一条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を 行う。 一 男女共同参画社会の形成の促進のための生涯学習を推進する ため研修を行うこと。 二 女性教育の振興を図るため、女性教育指導者に対する研修を 行うこと。 三 第一号並びに前号のための施設を設置し、研修のための利用 に供すること。 四 第一号並びに第二号に定める研修に関し、指導及び助言を行 うこと。 五 男女共同参画社会形成の促進のための生涯学習並びに女性教 育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 六 男女共同参画社会形成の促進のための生涯学習並びに女性教 育に関する情報及び資料を収集し、整理し、提供すること。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>

NWECが大学と連携して推進する男女共同参画学習

